

# 求職活動要件等について

住居確保給付金を受給中は下記の求職活動要件を満たし、報告する必要があります。書類の提出期限は、「求職活動等状況報告書」（参考様式9）に記載していますのでご確認ください。

## 当初、離職・廃業（規則第3条第1号）で申請した方

### 《求職活動要件》

- ① ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込
  - ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
  - ③ 月に1回以上のくらしのサポートステーションとの面談等（参考様式9に記載）
  - ④ 月に2回のハローワークにおける職業相談等（参考様式6に記載）
  - ⑤ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施（参考様式7に記載）
- ※ ④、⑤の要件について、当分の間、回数を月1回に緩和します。

### 《提出が必要な書類》

「求職活動等状況報告書」（参考様式9）

「職業相談確認票」（参考様式6）

「常用就職活動状況報告書」（参考様式7）

- ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置時においては、解除される月の翌月末までの間、上記④、⑤の要件を満たしていても構いません。（求職活動を妨げるものではありません。）なお、要件を満たしていない場合でも、書類の提出は必要です。

## 当初、休業等（規則第3条第2号）で申請した方

### 《求職活動要件》

- ① 月に1回以上のくらしのサポートステーションとの面談等（参考様式9に記載）
- ② 申請・延長・再延長の際、休業等の状況についてくらしのサポートステーションへ報告（参考様式9に記載）
- ③ 申請・延長・再延長決定時に、くらしのサポートステーションにおける面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する（支援プラン作成）

### 《提出が必要な書類》

「求職活動等状況報告書」（参考様式9）

重要

## 支給が中止、延長・再延長申請が不支給となる場合

- 書類に提出もれがある。提出する期限を過ぎて提出した。
- 提出した書類の記入に不備がある。  
※記入例を確認し、不備のない書類を提出してください。
- 提出した書類の記入内容（回数等）が求職活動要件を満たしていないと判断された。  
※記入内容が審査の対象になります。